

聖書：マタイ 5：21～26

説教題：殺してはならない

日時：2018年2月18日（朝拝）

イエス様は 20 節で「あなたがたの義が、律法学者やパリサイ人の義にまさるものでないなら、あなたがたは決して天の御国に、入れません」と言われました。この律法学者やパリサイ人は当時の宗教指導者たちで、民衆から高く尊敬されていました。その彼らの義にまさらなければならないとは一体どういうことでしょうか。イエス様はそのことを具体的な戒めを取り上げて解説して行かれます。ここで取り上げられているのは十戒の第 6 番目、「殺してはならない」という戒めです。

イエス様はまず 21 節でこう言われました。「昔の人々に、『人を殺してはならない。人を殺す者はさばきを受けなければならない』と言われたのを、あなたがたは聞いています。」 イエス様はここで単純に十戒の第 6 番目の戒めを引用されたのではなく、これこれのように言われたのを「あなたがたは聞いています」という言い方をされました。すなわち当時の人々がこのように教えられていたということです。この言葉を見る限り、特に問題はないように思われます。確かに細かいことを言えば、十戒の第 6 戒が記されている出エジプト記 20 章 13 節には「殺してはならない」とあるだけで、「人を」という言葉はありません。また「人を殺す者はさばきを受けなければならない」という言葉も、直接続けては語られていません。しかし人を殺した人がさばきを受けなければならないのはある意味で当然のことでしょう。ですから特に問題はないようにも思えます。これに対してイエス様は 22 節で「しかし、わたしはあなたがたに言います。」と言って、神の御子の権威をもって律法の正しい解説をして行かれます。この両者を見比べる時に何が問題とされているのかが分かって来ます。21 節を見つめるだけでは分からない当時の教えの問題が、22 節のイエス様の言葉を合わせて考える時に見えて来ます。果たしてその当時の教えの問題とは何だったのでしょうか。二つのことを先に先に簡単に申し上げたいと思います。一つは当時の宗教指導者たちは、この「殺してはならない」という戒めを、実際の殺人罪にのみ限定して考えていたということです。イエス様が言われたような内面にまで関わる戒めとしては見ていない。行動となって外に現れた現実の人殺しだけを問題にしていた。従って「人を殺していない私は、この戒めを破ってはいない。私はこれをパスしている。私は大丈夫だ。」と考えることができた。しかしイエス様はそうでない！と言っているのです。

また 21 節と 22 節を見比べて分かるもう一つの問題は、当時の宗教指導者たちは地上的なさばき、地方裁判所におけるさばきのことを専ら考えていたということです。殺人罪を犯したら地方裁判所で裁かれなければならないと。これに対してイエス様は、この戒めを破る者は燃えるゲヘナに投げ込まれるとまで言われます。地上の裁判とは比較にならない、神による恐ろしいさばきに値すると。こう見て来ると当時の人々の理解と、イエス様が示されたこの戒めの真の意味との間には、相当に大きな乖離、隔たりがあるということが分かって来るのではないのでしょうか。

イエス様は 22 節で言われました。「しかし、わたしはあなたがたに言います。兄弟に向かって腹を立てる者は、だれでもさばきを受けなければなりません。」 イエス様はここで兄弟に向かって腹を立てるだけで、立派にこの戒めを破っていると言われます。誰かに対して心の中で怒りを持つこと、憎しみの思いを持つこと、対立の感情を抱くことです。ある人は、腹を立てることは一切悪いのだろうか、義憤というものがあるのではないだろうかと問うかもしれません。確かに正当な怒り、義憤は存在します。神の場合がそうです。しかしそれはあくまでも不正や悪に対して向けられるものであって、直接人に向けられるものではありません。どんなにひどいことをした人に対しても、その悪に怒りつつ、なおその人を愛するということはできるはずで、それは神がなさったことです。しかしここで言われている「腹を立てる」とは、そういうものとは違います。これはある人のことを苦々しく思っていること、その人に敵意を抱いていることです。イエス様によれば、その時点でその人はもう神の前に有罪である。実際に相手の体を殺していないから、自分はこの戒めを破ってはいないとは言えない。人への怒り、あるいは不親切な心を持っているだけで、心を見る神の前では罪ありとされ、さばきの対象になるのです。

さらに兄弟に向かって「能なし」とか「ばか者」と言うような者は、とも言われます。心の中の怒りが言葉となって外に出て来た場合です。どちらの言葉も相手を軽蔑し、見下す言葉です。そしてこのような言葉を一旦外に出すと、それは一言では治まらず、次々に相手を批評し、あらさがしをし、それを殊更大きく引き延ばす発言が続くものではないのでしょうか。そういう態度を取っていながら、自分は相手を殺してはいないから、この律法を破ってはいないとは言えない。実際、言葉はどんなに人を深く傷つけるものなのでしょうか。ある人はまだナイフでグサッと一突きされた方がまだましだと考えるかもし

れません。ひどい言葉を浴びせられたせいで一生、そのために苦しみ、ある意味で何百回も殺されたような苦しみの経験をしたという人もいます。

イエス様はそのような者は神の厳しいさばきに値すると言っています。22 節でまず「さばきを受けなければなりません」と言い、次に「最高議会で引き渡されます」と言い、さらに「燃えるゲヘナに投げ込まれます」と言われます。これはそれぞれの罪には重さの違いがあるという意味ではなく、修辭的な表現法でしょう。兄弟に向かって腹を立てることも、能なしと言うことも、バカ者と言うことも、ある意味では同じレベルのことです。イエス様はこの言い方によって、次のメッセージを語っています。当時の人々は、実際に行われた殺人だけが地方裁判所で裁かれるべき罪だと考えていました。しかしイエス様はそうでないと言われます。心の中で誰かに対して怒ることも同じさばきに値する。いやその人は地方裁判所ばかりでなく、最高議会でさばかれなければならない。最高議会とはユダヤの最高議会サンヘドリンのことです。言わば最高裁判所のことです。いやそれでもまだ足りない。その人は燃えるゲヘナに投げ込まなければならない。すなわち最後の審判の日に下される永遠の火の刑罰に投げ入れられなければならないと。

果たして私たちはどうでしょうか。私たちも自分は実際に人殺しはしていないから、この戒めを破ってはいない。これは今の私には特に関係ない御言葉だと思っていることはないでしょうか。しかしイエス様の解説に聞く時、何と自分はこの戒めを立派に破っている者であるかが分かって来ることでしょうか。また自分はゲヘナの火に投げ入れられなければならない者であることが見えて来るのではないのでしょうか。私たちはどうすれば良いのでしょうか。もう望みはないのでしょうか。しかし山上の説教の一番最初の5章3節に「心の貧しい者は幸いです」とありました。自分の罪を認め、その靈的貧しさを認めて、神の前にくず折れる者を神は決して軽んじられない。神はまさにこのようなあわれで罪深い者を救うために尊い御子イエス様を送ってくださいました。そしてイエス様は十字架上で私たちが受けるべき刑罰と苦しみを代わりに受けてくださいました。ですから私たちは自分の罪を告白し、神のあわれみとイエス様の十字架により頼むことを通して、この滅びから救っていただくことができます。Iヨハネ1章8～9節:「もし、罪はないと言うなら、私たちは自分を欺いており、真理は私たちのうちにありません。もし、私たちが自分の罪を言い表すなら、神は真実で正しい方ですから、その罪を赦し、すべての悪から私たちをきよめてくださいます。」 私たちは自分がこの罪を犯して来たことを思うなら、今朝改めてその罪を告白し、主イエスにあって赦しを頂く者

でありたいと思います。そしてさらにきよめてくださるという神の約束とその恵みの力に生かされたいと思います。

23 節以降には、この戒めの積極的な面について述べられています。私たちはこの戒めをただ人に対して腹を立てない、能なしとは言わない、バカ者とは言わない、といった消極的な面からのみ考えるべきではありません。まず 23～24 節では、祭壇の上に供え物をささげようとしている時、すなわち礼拝しようとしている時、もし兄弟に恨まれていることを思い出したら、まず行ってあなたの兄弟と仲直りをしなさいと言われていています。興味深いのは、もし自分がある兄弟を恨んでいることを思い出したらと言われていてるのではないことです。自分の心の中にある誰かへの敵意やわだかまりが問題にされているわけではありません。もしそのようなものがあれば、それは悔い改めて主の前に解決を頂くべきです。そうではなく、ここでは「兄弟に恨まれていること」を思い出したならと言われていています。どっちが悪いかと言うことは述べられていません。焦点が当てられているのは、相手の側にある怒りや恨みです。何事かが起こったために、相手の人が私に対してわだかまりや疎外感を持っているだろうということです。そのことに気がついたら、私たちはその状態を放置し、相手の人が自分を恨んでいるままにしておいてはいけないということです。こちらから出向いて行って積極的に兄弟との関係を正常化し、親しい交わりの回復に努めなければならない。そのためには祭壇にささげる供え物はそこに置いたままにしても、まず先に取り組むべきとイエス様は言われるのです。

これはどういうことでしょうか。礼拝は後回しでも良いのでしょうか。私たちは神への礼拝はあらゆる人間関係にまさって優先されるべきことだと考えています。しかしそこにある誘惑は、そのことを隠れ蓑にして人間関係においてなすべきことを後回しにすることです。あるいは私は神に正しく礼拝しているということで、人間関係において心にくずきを覚えていることを解消しようとする、それで帳尻を合わせようとする、そんな私たちに対してイエス様は、礼拝は後でもいいから、まず兄弟のところへ行って仲直りせよと言うのです。私たちは「いや、礼拝は第一に大事ですから」と答えると、主は「いや、礼拝は後からでいい」と言われるのです。ですから私たちはこのことを遅らせて良い何の理由も持たなくなるのです。まずこのことに優先して取り組まなくてはならないことになるのです。それにもし私たちの状態が神の前に正しくないなら、そんな礼拝は神に受け入れられません。「礼拝」と「生活」は結び付いている事柄です。ですから生活が正しくないのに礼拝だけささげるとするのは神にとっても

ナンセンスです。だからまず行って仲直りをして来なさいと言われていました。そしてそれから戻って来て、神に受け入れられる礼拝をささげなさいと。果たして私たちが今ささげている礼拝は神に受け入れられているでしょうか。この神礼拝の前にまず解決しなければならない問題があるということはないでしょうか。

同じようなことが 25～26 節にも語られています。25 節に「あなたを告訴する者とは、あなたが彼といっしょに途中にある間に早く仲良くなりなさい」とあります。引き続き、ある人が私に対して怒りや苦情の思いを持っているという状況での話です。相手の人はその怒りによって私を裁判に訴えています。そこで裁判所に出向かなければなりません。決められた時間に出頭するために両者が同じ道で出会うことも当時は珍しくありませんでした。通常は相手が怒っていれば、こちらも反発し、互いに怒り、憎しみ合いながら裁判所へ向かって行くでしょう。しかしそうして向こうに着いてしまったら、取り返しのつかない状態になるかも知れません。想像もしていなかった展開となり、自分が牢屋にぶち込まれるかも知れません。そうなったら最後の 1 コドラントを支払うまで、そこから出られなくなる。だからそうなる前に早くに和解せよ！と言われていました。強調されていることは、残されている時間は限られているということです。これは私たちの人生にたとえられるかも知れません。今の内に和解しなければ、そのための機会は永遠に失われてしまうかも知れない。相手の死によって、あるいは私の死によって、あるいは最後の日が訪れることによって。だからまだ裁判所に一緒に向かっている間に、すなわちお互いの地上の歩みが残されている間に、平和の関係を求めてあなたが行動を取るように！と言われていました。自分が相手を憎んでいないだけでなく、相手も自分を憎んでいる状態がないように。そういう状態があることを知りながら、それをそのまま放置しないように！と。ローマ書 12 章 17～18 節：「だれに対してでも、悪に悪を報いることをせず、すべての人が良いと思うことを図りなさい。あなたがたは、自分に関する限り、すべての人と平和を保ちなさい。」 和解を求めて行動しても相手が拒み、うまく行かない場合もあるかも知れません。その場合はどうしようもありません。私たちとしては最後の一分一秒までも努力するのみです。しかしそうせずに裁判所に着いてしまったらどうなるか。私たちはすべてを判断される方の前で、和解のために努力しなかったということでさばかれるかも知れません。あるいは自分に非はないと思っていたけれども、それは自分に都合の良い解釈で、一切を明らかにする裁判官の前では、何と相手の訴えの方が認められ、自分が罪に定められるという思わぬことが起こるかも知れない。思うべきは私たちはやがてのさばきの座に向かって互いに一緒に道を歩いているのだ

ということです。私たちが早くに関係を修復しなければならない人はいないでしょうか。「殺してはならない」という戒めは、このようなお互いの間に平和の関係を求めること、自分が誰かに敵意を持っていないだけでなく、誰かが自分に対して敵意を持ったままの状態であることがないように心を配り、相手が私に対して抱えている疎外感を取り除くように努力すること、そして互いに愛の關係に歩むことにまで適用されるべきものなのです。

もし私たちにこれができるとすれば、それは「律法を成就するために来た」と言われたイエス様とその愛を知ることによってでしょう。先に見たように、私たちは「殺してはならない」という神の戒めを立派に破って来た者です。私たちは神の前で一体何人を殺して来た者でしょうか。そのために燃えるゲヘナに投げ入れられて当然の者です。そんな私たちが救われるのは、ただイエス様の十字架の身代わりゆえです。そのイエス様の恵みにあずかった人は、イエス様はその身をささげて私を愛してくださったように、私もそのように他の人を愛する者とならなければなりません。それは否定的に言えば兄弟に向かって腹を立てたり、軽蔑の言葉を発しないということであり、また肯定的に言えば兄弟との間に何らかの不和があるなら、それを取り除くように努力すること、そして親しい交友關係の回復に努めることです。イエス様が私のために十字架にまでへりくだってくださったことを思うなら、私たちは他者との關係において、なぜ私がそこまでへりくだらなければならないかなどと言うべきではないでしょう。無きに等しい自分のメンツなどにはこだわらず、ここで言われている愛の實踐に向かわなければなりません。このように神の愛に答え、律法の精神に沿って歩むことがパリサイ人の義にまさる義の生活です。そしてこのようにしてあらゆる人と平和の關係を求めて努力する歩みを通して、16節で言われていたように、人々が私たちの良い行いを見て、天におられる私たちの父をあがめるようになるという歩みが導かれて行くのだと思います。